

e承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞利用規定

(2025 年 12 月改定)

三井住友銀行

e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞利用規定(以下、「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)がマンション管理組合向けインターネット支払承認サービス「三井住友銀行の e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞」(以下、「e 承認サービス(マンション管理組合)」といいます)にて提供するサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。

後記 2.(1)に定める当行所定の申込その他の手続を行ったマンション管理組合につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了したマンション管理組合を「契約者」といいます)を行い、本サービスを提供するに際しては、契約者と当行との間において本規定が適用されるものとします(以下、契約者および当行間で締結される本規定に基づく本サービスの利用にかかる契約を「本利用契約」といいます)。

本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。

1.「e 承認サービス(マンション管理組合)」の内容等

(1)本サービスの内容

e 承認サービス(マンション管理組合)は、契約者がマンション管理を委託する管理会社のうち e 承認サービス(マンション管理組合)を構成する当行所定のマンション管理会社向けサービス(以下、「管理会社側サービス」といいます)を利用しているもの(以下、「管理会社」といいます)において当該マンション管理にかかる各種費用(以下、「管理費用」といいます)の支払事務等を行うに当たり、契約者により選任された者が端末(後記 1.(3)に定義します)を用いて管理会社による管理費用の支払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス(マンション管理組合)を構成するサービスとして契約者により選任された者が端末の操作により利用することができる本サービスには、以下の各機能および各サービスがあります。

- ①契約者の管理者(理事長(契約者の構成員である区分所有者であると否とを問いません)または契約者が管理組合法人である場合における理事のほか、契約者との間の管理者業務の委託にかかる契約(以下、「管理者業務委託契約」といいます)に基づき管理者として選任されたマンション管理士、弁護士、公認会計士、税理士その他の契約者の構成員である区分所有者以外の者(以下、「外部専門家」といいます)もしくは管理会社またはこれらの者もしくは契約者から本サービスの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与された者を含みます。以下、「管理者」といいます)が契約者のために後記 1.(1)③に記載する承認または否認を行う権限を有する者(副理事長、理事、監事その他の契約者の理事会の役員(契約者の構成員である区分所有者であると否とを問いません)または契約者が管理組合法人である場合における理事もしくは監事のほか、契約者(契約者の代理人としての管理者を含みます)との間の会計監査等業務の委託にかかる契約(以下、「会計監査等業務委託契約」といいます)に基づき契約者から会計監査等業務の委託を受けた外部専門家を含みます。以下、「承認等担当者」といいます)の新規登録、承認等担当者の登録削除、承認等担当者のパスワードの初期化等(以下、併せて「登録等」といいます)を行う機能(以下、「承認等担当者管理機能」といいます)
- ②管理者が交代する場合において新たに選任された管理者を本サービスの利用にかかる管理者として登録する機能(以下、「管理者交代機能」といいます)
- ③管理者または承認等担当者が管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能(以下、「支払等承認機能」といいます)

④支払等承認機能の利用により承認が行われた振込依頼明細の総合受付および当該振込依頼明細に基づく振込手続を行うことができるようにするサービス(以下、「データ伝送サービス」といいます)

⑤データ伝送サービスの利用により振込手続が行われたにもかかわらず、振込先金融機関において受取人の預金口座に入金がなされなかった場合において、当行が契約者に通知することなく、かつ、契約者から組戻依頼を受け付けることなく、振込先金融機関から振込資金の返還を受けて契約者の組戻代り金入金口座に入金するサービス(以下、「クイックレポートサービス」といいます)

ただし、管理会社が管理会社側サービスの利用の申込に当たり、契約者において本サービスにおける支払機能(支払等承認機能、データ伝送サービスおよびクイックレポートサービスを意味します)を利用しないとする指定を当行所定の方法により行った場合には、契約者は、本サービスのうち承認等担当者管理機能(ただし、同機能により登録等を行うことができる承認等担当者の権限は Web 通帳を閲覧する権限に限られます)および管理者交代機能のみを利用することができるものとします。

なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲において、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2)契約者と管理会社との関係

①マンション管理委託契約の締結

契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理会社との間でマンション管理等業務の委託にかかる契約(以下、「マンション管理委託契約」といいます)を締結の上、管理会社に対し、管理費用の支払事務等を委託します。

②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授權の範囲

契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限(管理費用の支払にかかる総合振込データの作成権限、パスワード初期化機能(e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞管理会社側サービス利用規定(以下、「管理会社側サービス利用規定」といいます)1.(1)⑤に定義します)の利用による管理者または承認等担当者のパスワード初期化の当行に対する申請権限、ログイン ID 通知機能(管理会社側サービス利用規定 1.(1)⑤に定義します)の利用による管理者または承認等担当者のログインID通知の当行に対する申請権限ならびに組合新規申込 Web 入力機能(管理会社側サービス利用規定 1.(1)⑦に定義します)の利用による本サービス申込書(後記 2.(1)に定義します)の記載事項のうち当行所定の範囲の入力および印刷の実施権限を含みます)を授与します(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの利用の申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、契約者が管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

③管理会社側サービスの利用

契約者が本サービスを申込・利用するためには、管理会社が契約者による本サービスの利用に対応して利用する管理会社側サービスを利用していることが必要です。

④管理会社に対する情報開示

当行は、管理会社(管理会社のために端末を操作する者を含みます。以下、本④において同じ)に対し、契約者が本サービスを利用したまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに管理者および承認等担当者に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとします。ただし、管理者および承認等担当者のログイン ID(ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ)、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が管理者および承認等担当者に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該管理者および承認等担当者の同意を得るものとします。

(3)契約者と管理者との関係

①理事長としての選任または管理者業務委託契約の締結等

契約者は、本サービスを利用するに当たり、管理者に本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したもの(当該管理者が本サービスの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与した者に本サービスを利用させるに当たり、当該授権された者が利用するものとして当該管理者所定の方法により指定したものを含みます。以下同じ)を利用させる場合には、自らの責任において、管理者となる者を理事長に選任し、または管理者となる者との間で管理者業務委託契約を締結の上、管理者に対し、本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用を委託します。なお、契約者は、管理会社を管理者として選任する場合において、管理会社との間で管理者業務委託契約を締結することおよび管理者業務委託契約に基づき管理会社が本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用することをあらかじめ承諾していることを、ここに表明および保証します。

契約者は、管理者による本サービスの利用時において、契約者が管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①において同じ)に対して本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用のための権限(端末を操作する権限を含みます)を適法かつ有効に授与していること(当該管理者が本サービスの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与した者に本サービスを利用させるに当たり、当該授権された者に対して当該授権された者が利用するものとして当該管理者所定の方法により指定したものの利用のための権限(端末を操作する権限を含みます)を適法かつ有効に授与していることを含みます)および当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理者による本サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、当行所定の方法により管理者が本サービスを利用した場合には、契約者による管理者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。

②支払等承認機能にかかる管理者に対する授権の範囲

契約者は、管理者に支払等承認機能にかかる権限を授与する場合には、管理者に対し、管理者が、契約者の代理人として、自らの裁量により支払等承認機能を利用するために必要な権限を授与します(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理者が支払等承認機能を利用するに当たり、管理者に対し、管理者が支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの利用時において、契約者が管理者に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存

続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

③管理者に対する情報開示

当行は、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本③において同じ)に対し、契約者が管理組合側サービスを利用または管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者および契約者の構成員である区分所有者に関する情報その他の契約者による管理組合側サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとします。なお、契約者は、当行が当該区分所有者に関する情報を管理者に開示することについて、あらかじめ当該区分所有者の同意を得るものとします。

(4)契約者と承認等担当者との関係

①役員としての選任または会計監査等業務委託契約の締結等

契約者(契約者の代理人としての管理者を含みます)は、本サービスを利用するに当たり、承認等担当者に本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用させる場合には、自らの責任において、承認等担当者となる者を副理事長、理事、監事その他の契約者の理事会の役員に選任し、または承認等担当者となる者との間で会計監査等業務委託契約を締結の上、承認等担当者に対し、本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用を委託します。

契約者は、承認等担当者による本サービスの利用時において、契約者が承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①において同じ)に対して本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用のための権限(端末を操作する権限を含みます)を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、承認等担当者による本サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、当行所定の方法により承認等担当者が本サービスを利用した場合には、契約者による承認等担当者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく承認等担当者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。

②支払等承認機能にかかる承認等担当者に対する授権の範囲

契約者は、承認等担当者に支払等承認機能にかかる権限を授与する場合には、承認等担当者に対し、承認等担当者が、契約者の代理人として、自らの裁量により支払等承認機能を利用するために必要な権限を授与します(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、承認等担当者が支払等承認機能を利用するに当たり、承認等担当者に対し、承認等担当者が支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの利用時において、承認等担当者に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

③承認等担当者に対する情報開示

当行は、承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本③において同じ)に対し、契約者が管理組合側サービスを利用または管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な

契約者および契約者の構成員である区分所有者に関する情報その他の契約者による管理組合側サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとします。なお、契約者は、当行が当該区分所有者に関する情報を承認等担当者に開示することについて、あらかじめ当該区分所有者の同意を得るものとします。

(5)利用環境

契約者は、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末(以下、「端末」といいます)を管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます)および承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます)が占有・管理する場合にのみ本サービスを利用することができるものとします。ただし、端末に当行所定の環境が備わっていても、契約者または管理者もしくは承認等担当者による個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できないことがあります。

(6)利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内における取引に関してのみ利用できるものとし、海外からは利用できないものとします。

(7)サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(8)ValueDoor 利用規定および本規定の認識および了承等

契約者は、本サービスの利用に当たり、管理者、承認等担当者その他の本サービスを利用したまたは本サービスの利用に関与する者(これらの者のために端末を操作する者を含みます)に、ValueDoor 利用規定および本規定の各条項を認識および了承させた上で、ValueDoor 利用規定および本規定に従い、本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等をさせるものとします。

2.本サービスの申込

(1)申込方法

本サービスを利用するためには、「e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」その他の当行所定の様式の申込書(以下、「本サービス申込書」といいます)による申込その他の当行所定の手続(以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます)が必要です。なお、本サービス申込等手続を行うに当たり、管理会社による組合新規申込 Web 入力機能の利用によることができるものとします。この場合において、管理会社が契約者に代わり本サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により端末を用いて入力の上、当行所定の方法により管理者に当該入力後の本サービス申込書を連携したときは、当該管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本(1)において同じ)が占有・管理する端末の操作により、当該記載事項のうち追加的に入力を要する当行所定の範囲のものを当行所定の方法により入力した上、当該記載事項の入力内容全般を確認(修正する必要がある入力内容を修正することを含みます)することその他当行所定の手続を行うものとします。なお、管理会社による組合新規申込 Web 入力機能の利用により記載事項が入力された本サービス申込書が印刷され、管理者の届出印により押印された上、当行に交付された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に本サービス申込等手続を行ったものとみなされるものとします。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾し

て当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断に何ら異義を述べないものとします。

本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合には、当行は、正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。

(2) 管理会社等の届出

契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社、管理者となる者または承認等担当者となる外部専門家を当行所定の方法により当行に届け出るものとします。ただし、届出可能な管理会社は、管理会社側サービスを利用するものに限られます。

(3) サービス利用口座および組戻関連口座の指定

契約者は、本サービス申込等手続において、本サービスで利用する振込資金払出口座および振込手数料引落口座（以下、併せて「サービス利用口座」といいます）ならびに組戻代り金入金口座および組戻手数料引落口座（以下、併せて「組戻関連口座」といいます）を当行所定の方法により指定するものとします。ただし、サービス利用口座および組戻関連口座として指定可能な預金の種類は、当行所定の種類に限られます。

(4) 機能およびサービスの選択

契約者は、本利用契約の締結により、前記 1.(1)①から③までに掲げる機能の全部ならびに④および⑤に掲げるサービス（ただし、前記 1.(1)⑤に掲げるサービスの利用は、契約者が当行所定の方法により届け出た場合に限り利用可能）を利用できるものとします。契約者は、その利用する本サービスの範囲の変更を希望する場合には、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

(5) 管理組合 ID

契約者は、本サービス申込等手続後に管理会社から付与される管理組合 ID を自らの責任において管理の上、当行所定の方法により使用するものとします。

3. 本人確認

(1) 本人確認手段

本サービスの利用に当たっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所定のパスワード認証（疑義を避けるために付言しますと、2023 年 4 月 16 日時点において運用されている e 承認サービス（マンション管理組合）にかかる当行所定のシステムにおける認証方式による場合も当該パスワード認証として取り扱われるものとします）を本人確認手段として利用するものとします。契約者は、管理者または承認等担当者に本サービスを利用させる場合には、当該管理者または承認等担当者に対して本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用させるための権限（端末を操作する権限を含みます）を適法かつ有効に授与し、かつ、当該権限を適法かつ有効に維持し存続させた上で、ValueDoor 利用規定に従い、ValueDoor 利用規定に定める当行所定のパスワード認証を行うことができるために必要な手続を行わせるものとします。

(2)本人確認手続

本サービスの利用に当たっては、当行所定のウェブサイトログインするものとし、ログインした時点においてまず本人確認を行います。本人確認方法は ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証が適用されるものとし、当該方法により本人確認がなされた場合には、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者によるものと認めることができるものとします。

(3)ID、パスワード等の管理

- ①契約者は、自らの責任において、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を厳重に管理し、または管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本(3)において同じ)もしくは承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本(3)において同じ)に管理させるものとします。また、契約者は、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を第三者に対して一切開示せず、または管理者もしくは承認等担当者に第三者に対して一切開示させないものとします。
- ②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契約者は、自らの責任において、直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行い、または管理者もしくは承認等担当者に行わせるものとします。なお、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ③本サービスを利用するに当たり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合には、当行は、当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。
- ④管理者または承認等担当者は、管理会社に対し、パスワード初期化機能の利用により当該管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期化機能を利用した場合には、管理者または承認等担当者のパスワードが初期化され、当該管理者または承認等担当者は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。また、管理者または承認等担当者は、管理会社に対し、ログイン ID 通知機能の利用により当該管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログイン ID を自らに通知することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、管理会社がログイン ID 通知機能を利用した場合には、管理者または承認等担当者のログイン ID が当該管理者または承認等担当者に対して当行所定の方法により当行から通知されます。

4.提供機能

(1)承認等担当者管理機能

①承認等担当者管理機能の内容

承認等担当者管理機能とは、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(1)②において同じ)が占有・管理する端末の操作により、登録等(承認等担当者の新規登録、承認等担当者の登録削除、承認等担当者のパスワードの初期化等)を行う機能をいいます。

なお、契約者は、承認等担当者管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により管理者を届け出るものとします。

②登録等の方法

管理者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、登録等を行うものとします。

③登録等の効果

当行所定の方法により登録等が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録等を行ったものとみなされるものとし、当行は、かかる場合に承認等担当者として登録された者によるその後の本サービスの利用のための一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。なお、管理者は、自らの責任において登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、管理者または承認等担当者の権限の有無、登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。

(2)管理者交代機能

①管理者交代機能の内容

管理者交代機能とは、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(2)②において同じ)が占有・管理する端末の操作により、新たに選任された管理者(当該新たに選任された管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、「新管理者」といいます)を本サービスの利用にかかる管理者として登録する機能をいいます。

なお、契約者は、管理者交代機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により管理者を届け出るものとします。

②登録の方法

管理者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、新管理者の登録を行うものとします。なお、新管理者の登録に当たり、契約者は、当行が提出を求めた場合には、これに応じて新管理者の選任にかかる総会決議議事録の写し、管理者業務委託契約の写しその他の証憑書類を当行に提出した上で、当行所定の変更手続(以下、「書面による代表者変更手続」といいます)を行うものとします。なお、管理者交代機能の利用による新管理者の登録後 180 日以内に書面による代表者変更手続が完了しない場合には、当行は、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

③登録の効果

当行所定の方法により新管理者の登録が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録を行ったものとみなされるものとし、当行は、かかる場合に新管理者として登録された者によるその後の本サービスの利用のための一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。なお、管理者は、自らの責任において新管理者に関する登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、管理者または新管理者の権限の有無、新管理者に関する登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。

(3)支払等承認機能

①支払等承認機能の内容

支払等承認機能とは、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(3)

②において同じ)または承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記4.(3)②において同じ)(以下、併せて「承認者」といいます)が占有・管理する端末の操作により、管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能(支払の承認状況を一覧表示する機能を含みます)をいいます。

なお、契約者は、支払等承認機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により管理者を届け出るものとします。

②事前設定

管理者は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払等承認機能を利用する承認者となる管理者または承認等担当者の指定、支払精査を行う精査者の設定(もし必要であれば)その他の支払等承認機能の利用のために必要な当行所定の事項を設定するものとします。

③承認・否認の方法

承認者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認(精査者の設定が行われている場合における支払精査を含みます)を行うものとします。当行所定の方法により承認者による承認が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該承認を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後に行われた一切の取引(データ伝送サービスまたはクイックレポートサービスの利用によるものを含みます)が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。

④対象ファイルの閲覧

承認者は、承認または否認を行うに当たり、管理会社が当行所定の方法によりアップロードした承認者に対する支払承認依頼の対象である管理費用の証憑書類にかかるPDFファイルその他の当行所定のファイルへの記録の方式により記録された電磁的記録(以下、「対象ファイル」といいます)を当行所定の方法により閲覧することができます。なお、承認者が対象ファイルを閲覧できるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。また、対象ファイルの様式(ただし、当行所定の様式に限られます)、内容等は管理会社のみが指定することができ、承認者は、当該管理会社が指定し当行所定の方法によりアップロードした対象ファイルのみを閲覧することができます。なお、対象ファイルの内容の真実性、正確性、完全性および最新性は管理会社により確保されるものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、対象ファイルの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。

⑤承認・否認の取消

承認者は、当行所定の期間(以下、「承認取消可能期間」といいます)内に限り、一旦行った承認または否認を取り消すことができるものとします。承認取消可能期間を経過した場合には、承認者が行った承認または否認が確定するものとし、当行は、当該確定後において承認者から承認または否認の取消にかかる依頼がなされた場合であっても、これに応じる義務を負わないものとします。

⑥承認・否認結果の通知

承認取消可能期間を経過したことにより承認者による承認または否認が確定した場合には、当行は、当該確定した承認または否認の結果を管理会社に通知するものとします。

5.提供サービス

(1)データ伝送サービス

①データ伝送サービスの内容

データ伝送サービスとは、承認者が占有・管理する端末の操作により、承認者が支払等承認機能の利用により承認を行った振込依頼明細（給与または賞与の振込を除きます）の総合受付および当該振込依頼明細に基づく振込手続（以下、「総合振込データ伝送」といいます）を行うことができるようにするサービスをいいます。データ伝送サービスの利用に当たっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます。以下同じ）が必要となります。なお、総合振込データ伝送の依頼（以下、「データ伝送依頼」といいます）に関し、1回の依頼により当行が受付可能な件数は、当行所定の件数を上限とします。

②データ伝送依頼の方法

契約者はデータ伝送依頼を以下の方法で行うものとします。

ア. データ伝送依頼の承認

承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において前記 4.(3)③に定める方法で支払等承認機能を利用することにより承認を行うことによって、データ伝送依頼を承認するものとします。

イ. データ伝送依頼の確定

当行は、前記 5.(1)②ア.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が完了し、かつ、前記 4.(3)⑤に定める承認取消可能期間を経過した場合には、承認者によるデータ伝送依頼が確定するものとし、当該確定後において振込指定日に当行所定の方法により振込手続を行います。この場合、当行所定の振込手数料が必要となります。

なお、データ伝送依頼の完了後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。

ウ. 振込資金および振込手数料の引落とし

(ア) 当行は、契約者が支払うべき振込資金および振込手数料を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。以下同じ）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、振込資金払出口座および振込手数料引落口座より引き落とすことができるものとします。

(イ) 前記 5.(1)②ウ.(ア)に定める引落としは、データ伝送依頼の確定後、当行所定の方法により行います。ただし、振込手数料の支払方法につき、申込書にて「所定の日一括」を指定している場合の振込手数料の引落としは、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、振込手数料引落口座から当行所定の日一括して行うものとします。なお、引落日に、振込資金払出口座からの引落としおよび当該引き落とされた資金をもってする振込手続の依頼が複数ある場合において、その引落としの総額が振込資金払出口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座による貸越を含みます）を利用できる範囲内を含みます）を超えるときは、当行は、その全部または一部について引落としおよび振込手続を行わないことができるものとします。また、引落日に、振込手数料引落口座からの引落としが複数ある場合において、その引落としの総額が振込手数料引落口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座による貸越を含みます）を利用できる範囲内を含みます）を超えるときは、当行は、その全部または一部について引落としを行わないことができるものとします。

(ウ) 前記 5.(1)②ウ.(ア)に定める引落としができなかった場合（振込資金払出口座または振込手数料引落口座の解約、差押等正当な理由による支払停止等の場合も含みます）には、当該引落としにかかるデータ伝送依頼は取り消されたものとして取り扱います。また、当行は、当該引落としができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

③組戻し

ア. 組戻手続

データ伝送依頼の確定後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要となる場合には、当行は、契約者から取扱店に当行所定の組戻依頼書の提出を受けた上、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含みます。以下同じ)が必要となります。

イ. 組戻手数料の引落とし

前記 5.(1)③ア.の場合、当行は所定の組戻手数料を、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、組戻手数料引落口座より引き落とすことができるものとします。

④取引内容の確認

- ア. データ伝送サービスによる取引後、契約者は、速やかに預金通帳等への記入または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取扱内容と依頼内容とを照合するものとします。万一取引内容、残高についてデータ伝送依頼の内容との相違がある場合には、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- イ. 取引内容、残高についてデータ伝送依頼の内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の帳簿記録の内容をもって処理します。

(2)クイックレポートサービス

①クイックレポートサービスの内容

クイックレポートサービスとは、データ伝送サービスの利用により振込手続が行われたにもかかわらず、入金口座が不存在である等の理由により振込先金融機関において受取人の預金口座に入金がなされなかった場合において、当行が契約者に通知することなく、かつ、契約者から組戻依頼を受け付けることなく、振込先金融機関から振込資金の返還を受けて組戻代り金入金口座に入金するサービスをいいます。

②契約者による入金の確認

当行は、契約者からのデータ伝送依頼に基づく振込手続の結果、振込先金融機関における受取人の預金口座への入金の成否に関して契約者にいっさい連絡いたしません。契約者は、クイックレポートサービスの利用による組戻代り金入金口座への入金の有無を確認する等の方法により、データ伝送依頼に基づく振込手続により振込先金融機関における受取人の預金口座への入金が完了したかどうかを自ら確認するものとします。

③組戻手数料の引落とし

クイックレポートサービスの利用により振込先金融機関から返還を受けた振込資金が組戻代り金入金口座に入金された場合には、当行は、当行所定の組戻手数料を、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、組戻手数料引落口座から引き落とすことができるものとします。

6.免責事項

(1)本人確認手段の不正使用等

前記 3.(2)に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2)通信手段の障害等

通信機器、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等当行の責めに帰することができない事由により、本サービスが利用不能となった場合または本サービスの取扱が遅延した場合であっても、こ

れにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3)通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、ログイン ID、パスワードその他の本人確認手段、取引情報等が漏洩したとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4)印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合には、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5)記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者および当行間における通信の記録および電子文書等は、当行所定の期間に限り、当行所定の方法・手続により保存するものとします。当該期間経過後において当行がこれらの記録、電子文書等を破棄・消去等したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6)情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なく当該法令、規則、命令等に定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7)マンション管理委託契約等にかかる事項

- ①当行は、マンション管理委託契約、管理者業務委託契約または会計監査等業務委託契約の内容、当該各契約に基づく取引その他マンション管理委託契約、管理者業務委託契約または会計監査等業務委託契約に関連する契約、取引その他の事項(以下、併せて「原取引関連事項」といいます)について一切関知しません。原取引関連事項によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ②契約者、管理会社、管理者、承認等担当者または当行間において原取引関連事項に関して紛議が生じた場合には、契約者が自らの責任において処理するものとし、これにより契約者、管理会社、管理者または承認等担当者に生じた損害について、当行は責任を負いません。この場合、当行に生じた損害について、契約者が管理会社と連帯して賠償するものとします。

(8)その他

- ①当行は、契約者に対し、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について保証をするものではありません。
- ②当行は、契約者に対し、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因して現実に発生した通常かつ直接の損害に限られます。当行は、いかなる場合であつ

ても、逸失利益、間接損害、特別損害その他契約者に生じる一切の損害について、損害賠償等の責任を負いません。

④本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、感染症または疫病の蔓延等の発生、裁判所等公的機関の措置、通信業者その他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰することができない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合または本来の方法と異なる方法により提供した場合には、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

⑤契約者、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます)、承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます)その他の本サービスを利用または本サービスの利用に関与する者が占有・管理する端末以外の端末により本サービスを利用したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

7.届出事項の変更

(1)連絡先の届出

当行は、契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2)届出事項の変更

契約者が届け出た事項に変更がある場合または届出の印章を紛失した場合には、契約者は、直ちに当行所定の方法によりその変更等を届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3)変更事項の届出がない場合の取扱

当行が契約者から最後に届出のあった連絡先に宛てて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、契約者が前記 7.(2)の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由によりこれらが延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(4)インターネットを経由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等を提出・交付・送付・通知する場合には、インターネット上で各種書面等にかかる電磁的記録を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により当該各種書面等にかかる電磁的記録を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種画面等にかかる電磁的録を閲覧しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

8.本サービスの利用停止・解約等

(1)都合による利用停止・解約

契約者および当行は、それぞれの都合で、当行所定の方法により相手方に通知することによりいつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。また、契約者は、当行所定の方法により当行に通知することによりいつでも本利用契約を解約することができるものとします。

(2)強制的な利用停止・解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合には、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止または本利用契約を解約することができるものとします。

- ①1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合
- ②電子メールアドレス相違等により、当行から契約者に送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合
- ③サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合
- ④後記 12.に従い、契約者が本規定の変更に同意しない旨を通知した場合
- ⑤契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約者による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑥ValueDoor の利用を停止された場合
- ⑦管理会社が管理会社側サービスの利用を停止されまたは管理会社側サービスの利用にかかる契約を解約された場合
- ⑧管理会社との間のマンション管理委託契約、管理者との間の管理者業務委託契約または外部専門家との間の会計監査等業務委託契約が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合
- ⑨契約者が当行に開設した預金口座（本サービスに関連する預金口座に限られません）の全部または一部につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引（以下、併せて「マネー・ロンダリング等」といいます）に利用されていることが判明またはマネー・ロンダリング等への利用の疑いがあると当行が判断した場合その他マネー・ロンダリング等の観点から本サービスを継続して利用することが適切でないと当行が判断した場合
- ⑩契約者が当行に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合
- ⑪契約者が当行に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合
- ⑫手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ⑬支払の停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合
- ⑭前記 8.(2)⑫および⑬のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ⑮解散その他営業活動を休止した場合
- ⑯前記 5.(1)①、5.(1)②イおよび 5.(1)③ア.に定める手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑰本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合

(3) サービス利用口座または組戻関連口座の解約による解約

サービス利用口座または組戻関連口座の一部が解約された場合には、本利用契約のうち当該解約された預金口座への入金または同預金口座からの出金を要するサービスにかかる部分も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。

(4) ValueDoor の利用にかかる契約の解約等による解約

契約者および当行間の ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。

(5)本サービスの休止

当行は、事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。

(6)利用停止等の効力の発生とその効果

前各項に定める利用停止、解約および休止（以下、併せて「利用停止等」といいます）のうち、当行からの通知が必要なものに関しては、契約者に通知が到着した時点において、契約者からの通知が必要なものおよび契約者または当行からの通知を必要としないものに関しては、当行が当行所定の方法により利用停止等の処理を行った時点において、それぞれその効力が発生するものとします。

利用停止等のいずれかの効力が発生したときは、別途定める場合を除き、契約者はそれ以降本サービスを利用することができず、また、その効力発生までに完了していない本サービスにかかる処理は取り消されることがあります。契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用停止等について当行に対して一切の異議を述べず、また、利用停止等に伴って生じた損害（利用停止等の処理が遅延することに伴うものを含みます）について、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。

9.サービスの停止および廃止

当行は、90 日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします）をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合には、当行は、この期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行に対し一切の異議を述べず、かつ、本サービスの停止または廃止によって生じた損害について、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。

10.業務委託の承諾

当行は、当行が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます）に、本サービスにかかる各種サーバーシステムの運用、保守等の業務のほか、本サービスを運営するために必要な業務の一部を委託することができるものとします。また、当行は、本サービスを運営するために必要な範囲において契約者に関する情報を委託先に開示することができるものとします。契約者は、委託先に対する業務の委託および情報の開示について異議なく承諾するものとします。

11.規定等の準用

(1)本規定に定めのない事項については、サービス利用口座または組戻関連口座にかかる各種規定、振込規定ならびに ValueDoor 利用規定（ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定および ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定を含みます）が準用され、当該各規定により取り扱われるものとします。なお、準用される各規定の定めと本規定の定めとの間において矛盾または抵触が生じる場合には、本規定の定めが優先するものとします。

(2)前記 11.(1)の規定にかかわらず、契約者が本サービスを利用するに当たり、以下に定める範囲において ValueDoor 利用規定の定めが適用または準用されるものとします。

①ValueDoor 利用規定第 1 条の規定にかかわらず、本サービス申込等手続を行い、本規定に従って本サービスを

利用できる契約者には、建物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する団体に該当する組合、社団その他の団体が含まれるものとします。

②ValueDoor 利用規定第 2 条(1)①の規定にかかわらず、契約者は、基本サービスのうち当行所定のものののみを利用することができるものとします。

③ValueDoor 利用規定第 3 条(2)の規定にかかわらず、契約者は、ValueDoor 申込代表口座を当行に届け出る必要はないものとします。

④ValueDoor 利用規定第 4 条の規定にかかわらず、契約者は、ValueDoor 認証のうちパスワード認証のみを利用することができるものとします。

⑤ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID(副)は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID(副)にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID にて本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができるものとします。なお、契約者は、当行所定のログイン ID にて新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。

⑥ValueDoor 利用規定第 7 条および第 8 条の規定は、契約者が本サービスを利用するに当たり、適用されないものとします。

⑦ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定の準用については、以下のとおりとします。

ア. ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定第 1 条(1)および第 4 条の規定にかかわらず、契約者は、ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービスのうちサービス利用口座(ただし、契約者が当行所定の方法により指定するものを除きます。以下、「対象口座」といいます)にかかる Web 通帳(普通預金ご利用明細)についての閲覧サービス、データダウンロードサービスおよび切替サービスのうち当行所定の範囲のもの(以下、「Web 通帳サービス」といいます)を利用することができます(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、Web 通帳(普通預金ご利用明細)以外の Web 帳票については閲覧サービス、データダウンロードサービス、切替サービスおよび閲覧差止サービスのいずれも利用することはできません)。

イ. 契約者は、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において Web 通帳サービスを利用する権限を授権することができます。

契約者は、管理会社による Web 通帳サービスの利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと(疑義を避けるために付言しますと、管理者または承認等担当者が占有・管理する端末による依頼に基づき Web 通帳サービスを利用したものと同様に扱うこと)ができるものとします。

ウ. 契約者または契約者の代理人としての管理会社が Web 通帳サービスの利用を開始するためには、契約者において当行所定の手続を行う必要があります。ただし、管理会社が当行所定の方法により Web 通帳サービスの利用を開始しない旨の届出を行った場合には、本ウの規定にかかわらず、契約者は Web 通帳サービスを利用できないものとします。

エ. 契約者は、契約者が前記 11.(2)⑦ウの手続を行った場合であっても、対象口座にかかる Web 通帳(普通預

金ご利用明細)について閲覧差止サービスを利用または管理会社に利用させることはできないものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者は管理会社による対象口座にかかる Web 通帳(普通預金ご利用明細)についての閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができず、かつ、管理会社も契約者による対象口座にかかる Web 通帳(普通預金ご利用明細)についての閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができません)。また、契約者は、管理会社に対象口座にかかる Web 通帳(普通預金ご利用明細)についての切替サービスを利用させることはできないものとします。

オ. ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定第 2 条(3)および第 5 条(1)の規定にかかわらず、契約者は、Web 通帳サービスを利用するに当たり、契約者のログイン ID にて Web 通帳サービスを利用することができるものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、当該ログイン ID にて Web 通帳サービスを利用するに当たり、当行所定の方法により ValueDoor の管理専用 ID または管理専用 ID(副)にて Web 通帳サービスを利用する利用者 ID 毎に利用権限を設定する必要はありません)。

⑧ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定の準用については、以下のとおりとします。

ア. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定の各規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により対象口座について通帳不発行方式を選択した場合に限り、対象口座について、ValueDoor 本人確認情報登録サービス(以下、「本人確認情報登録サービス」といいます)を利用することができるものとします。

イ. 契約者は、本人確認情報登録サービスを利用する場合には、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、対象口座について、当行所定の範囲において本人確認情報登録サービスを利用する権限を授権するものとします。なお、契約者による本人確認情報登録サービスの利用は、当該契約者の代理人としての管理会社によってのみできるものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者が本人確認情報登録サービスを利用するに当たり、窓口手続者の登録および変更は、契約者の代理人としての管理会社のみが行うことができるものとします)。

契約者は、管理会社による本人確認情報登録サービスの利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による本人確認情報登録サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、管理会社による本人確認情報登録サービスの利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと(疑義を避けるために付言しますと、契約者が適切に窓口手続者を登録または変更したものと同等に取り扱うこと)ができるものとします。

ウ. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定第 2 条(3)および第 4 条(1)の規定にかかわらず、契約者は、契約者の代理人としての管理会社に本人確認情報登録サービスを利用させるに当たり、管理会社に管理会社のログイン ID のうち当行所定のものにて本人確認情報登録サービスを利用させることができるものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の代理人としての管理会社に当該ログイン ID にて本人確認情報登録サービスを利用させるに当たり、当行所定の方法により ValueDoor の管理専用 ID または管理専用 ID(副)にて本人確認情報登録サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定させる必要はありません)。

エ. 管理者は、契約者の代理人としての管理会社が本人確認情報登録サービスを利用して窓口手続者を登録または変更するに当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、当該窓口手続者の登録または変更についての管理会社からの承認依頼に対する承認または否認を行うものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者の代理人としての

管理会社による窓口手続者の登録または変更にかかる手続は、当該管理者が承認することをもって完了するものとします)。

オ. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定第 4 条(2)の規定にかかわらず、契約者は、契約者の代理人としての管理会社に本人確認情報登録サービスを利用させるに当たり、管理会社にログイン ID の設定および管理ならびに窓口手続者の本人確認情報の入力等を適切に実行および管理させ、かつ、窓口手続者およびその本人確認情報の登録または変更を自らの責任で行わせるものとし(管理会社に、窓口手続者が行うことができる手続にかかる権限を有する者を窓口手続者として指名させること、窓口手続者の本人確認情報を正しく登録させること、窓口手続者の登録の削除の必要が生じたときや窓口手続者の本人確認情報の変動があったとき等において必要な変更を直ちに行わせることを含みます)、かつ、自らの責任で管理者に当該窓口手続者の登録または変更についての管理会社からの承認依頼に対する承認または否認を行わせるものとします。

当行は、窓口手続者およびその本人確認情報の登録が適切になされていることを前提に、登録された窓口手続者を正当な権限を有する者とみなし、かつ、登録された本人確認情報に基づき当行所定の取引を行うことができるものとします。万一、登録が適切になされていない場合であっても、かかる取引は有効なものとなり、契約者はこれに異議を述べることができず、また、登録が適切になされていないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

12.規定の変更等

当行は、本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法により契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める 1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

13.権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部について譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

14.準拠法と管轄

本規定は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

お客様の情報の利用目的について

私どもは個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、お客様の個人情報を、預金や融資業務のほか、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務において、下記利用目的で利用いたします。

金融商品やサービスの申込受付、資格等の確認、継続的なお取引における管理、融資取引やリスク商品等の適合性の判断、金融商品やサービスの研究や開発、各種ご提案、お取引の解約や事後管理、権利の行使や義務の履行、与信業務における個人情報機関の利用、委託業務の遂行等、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示第 67 号)に定められた機微(センシティブ)情報は、銀行法施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。